

## 第7章 第4期特定健康診査等実施計画

### 1 第4期特定健康診査等実施計画について

保険者である新発田市国保では、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、特定健康診査等実施計画を策定します。

なお、第2期までは5年を1期としていましたが、医療費適正化計画が6年1期に改正されたことを踏まえて、第3期以降の特定健康診査等実施計画も6年1期としており、第4期計画も令和6年度からの6年間を計画期間として、本計画（データヘルス計画）と一体的に策定します。また、以下の第4期特定健康診査等実施計画については、本計画第1章から第6章及び第8章に基づいて実施します。

#### 【計画期間】

平成30年度～令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期 データヘルス計画	第3期データヘルス計画					
第3期 特定健康診査等実施計画	第4期特定健康診査等実施計画					
			中間評価			

### 2 課題と今後の方策

前計画に基づき実施した特定健康診査及び特定保健指導の実施状況を踏まえ、課題等を整理し、本計画での取組を進めるにあたっての方策を次のとおりとします。

#### (1) 特定健康診査の課題と方策

##### 【課題】

令和3年度にナッジ理論による受診勧奨方法を採用したことで、健診受診率を伸ばすことができました。2年目の令和4年度は、さらに受診率が向上しましたが、初年度ほどの大幅な上昇はなく、今後の伸び悩みが予測されます。なかでも、40歳代・50歳代の受診率は依然として低い状況にあり、引き続き受診率向上への取組が必要です。

##### 【方策】

特定健診等の制度理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師等訪問時や各種健康教室等における特定健診受診に向けた啓発活動の実施</li> <li>・さまざまな広報媒体を通じた積極的なPRの実施</li> </ul>
多様なニーズに対応した受診機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日曜健診や複合健診（がん検診と同日に行う特定健診）の実施</li> <li>・通常健診期以外に行う未受診者健診の実施</li> </ul>

効果的な受診勧奨の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ナッジ理論を活用した特定健診受診勧奨の実施</li> <li>・ナッジ理論を活用するなど、より効果的な手法による人間ドック受診勧奨の実施</li> <li>・対象者特性の細分化（健診受診歴や受診率の低い年代等の把握等）による、より効果的な受診勧奨の実施</li> </ul>
情報提供依頼の取組推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関への診療結果提供依頼の実施</li> <li>・職場健診受診者への健診結果提供依頼の実施</li> <li>・健診結果など情報提供数向上のためのPR推進</li> </ul>

## （２）特定保健指導の課題と方策

### 【課題】

積極的支援・動機付け支援ともに、特定保健指導の出現率の目標を達成することができました。一方、特定保健指導実施率は令和3年度を境に下回っており、理由として、人間ドック委託機関の実施率が思わしくなかったことや、集団健診会場において当日に指導ができなかったことが挙げられます。また、積極的支援の実施率に伸び悩んでおり、より多くの対象者に特定保健指導の利用を促し、生活習慣病予防に取り組む必要があります。

### 【方策】

	集団健康診査	人間ドック
初回面接率の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT（情報通信技術）を活用した特定保健指導の導入（新規）</li> <li>・特定保健指導予約方法の効率化（新規）</li> <li>・初回面接の分割実施</li> <li>・特定保健指導未利用者対策を実施</li> </ul>	<b>【委託有】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健指導状況の把握</li> <li>・事業者に対する指導、監督</li> <li>・特定保健指導未利用者対策を実施</li> </ul>
改善率の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT（情報通信技術）を活用した栄養指導、運動指導の充実（新規）</li> <li>・実績評価時期の見直し</li> <li>・指導者研修会の実施</li> </ul>	<b>【委託無（市直営）】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集団健康診査に準ずる</li> </ul>

### 3 目 標

#### (1) 目標の設定

本計画の取組を進めることにより、令和11年度までに特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率を60%にすることを目標とします。

#### (2) 特定健康診査・特定保健指導の目標値

新発田市国保では、年度ごとの目標値を以下のとおり設定します。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健康診査 受診率	55.0%	56.0%	57.0%	58.0%	59.0%	60.0%
特定保健指導 実施率	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%

※新発田市では特定健康診査実施率を「特定健康診査受診率」としています。

### 4 対象者数の見込み

令和6年度から令和11年度までの特定健康診査対象者数及び受診者数の見込み、特定保健指導の対象者数及び実施者数の見込みについて、受診率・実施率の目標値に基づき次のとおり推計しました。

#### (1) 特定健康診査対象者数及び受診者数の見込み

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
対象者数	13,046人	12,629人	12,225人	11,834人	11,455人	11,088人
受診者数	7,175人	7,072人	6,968人	6,864人	6,758人	6,653人

※各年度の対象者数見込みは、過年度の増減率を令和4年度対象者数（法定報告時）に乗じて算出した。

#### (2) 特定保健指導対象者数及び実施者数の見込み

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
対象者数	積極的支援	172人	170人	167人	165人	162人	160人
	動機づけ支援	531人	516人	509人	494人	487人	472人
	計	703人	686人	676人	659人	649人	632人
終了者数		422人	412人	406人	395人	389人	379人

## 5 実施方法

### (1) 特定健康診査

#### ① 基本事項

項目	内 容	
対 象 者	市国保に加入している年度年齢 40 歳から 75 歳（75 歳の誕生日の前日まで）の者	
実 施 場 所	集団健康診査	市内の集団健康診査の各会場
	人間ドック	市国保が委託契約を締結する人間ドック健診機関
実 施 項 目	下記に掲載する実施項目のとおり。	
実 施 時 期	集団健康診査	概ね 6 月～10 月の期間 ※上記期間以外に、未受診者を対象とした健診を実施。
	人間ドック	4 月～翌年 3 月の期間
受診方法等	指定された期間内に受診券及び健康保険証を持参のうえ、指定された集団健康診査会場または人間ドック健診会場で受診します。また、受診にかかる本人負担は、毎年定めるものとします。	
周知・案内方法	広報、市ホームページ、FM ラジオ、チラシ等で周知を図ります。	
	集団健康診査	対象者本人に特定健康診査受診券を送付し、案内します。
	人間ドック	申込者には、受診予定月の前月に本人に国保人間ドック受診券を送付します。
健 診 結 果 の 通 知	集団健康診査	健診機関から届いた健診結果を、市を経由して受診者本人へ送付します。
	人間ドック	健診機関から直接、受診者本人へ送付します。
特定健康診査データの管理方法	原則 5 年間保存とし、新潟県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に管理及び保管を委託します。	
	集団健康診査	特定健康診査を受託する健診機関が、国の定める電子的標準様式により、国保連へ提出します。
	人間ドック	人間ドック健診機関は、国の定める電子的標準様式により市へ提出します。市は国保連が管理する特定健診等データ管理システムを通じて国保連へ提出します。
委託の有無	集団健康診査	新潟県健康づくり財団への委託により実施します。
	人間ドック	人間ドック健診機関等への委託により実施します。
職場健診等結果提供依頼	職場等で健診を受診予定の者に対し、健診結果提供依頼文を送付します。	

② 実施項目（基本的な健診項目）

項目	内容
質問項目	服薬歴及び生活習慣など（標準的な質問票）
身体計測	身長、体重、BMI、腹囲（内臓脂肪面積）
理学的所見	身体診察
血圧測定	血圧
血液化学検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 脂質検査（空腹時中性脂肪（やむを得ない場合は随時中性脂肪）、HDL コレステロール、LDL コレステロールまたは Non-HDL コレステロール）</li> <li>・ 肝機能検査（AST（GOT）、ALT（GPT）、<math>\gamma</math>-GT（<math>\gamma</math>-GTP））</li> <li>・ 血糖検査（空腹時血糖または HbA1c 検査（やむを得ない場合は随時血糖））</li> </ul>
尿検査	尿糖、尿蛋白

③ 実施項目（詳細な健診の項目）※選択的に実施

項目	実施できる条件（判断基準）				
心電図検査	当該年度の特定健康診査の結果等において、収縮期血圧 140mmHg 以上若しくは拡張期血圧 90mmHg または問診等で不整脈が疑われる者				
眼底検査	<p>当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧または血糖が、次の基準に該当した者</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>血圧</td> <td>収縮期 140mmHg 以上または拡張期 90mmHg 以上</td> </tr> <tr> <td>血糖</td> <td>空腹時血糖値が 126mg/dl 以上、HbA1c（NGSP 値）6.5%以上または随時血糖値が 126mg/dl 以上</td> </tr> </table> <p>ただし、当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧の基準に該当せず、かつ血糖検査の結果について確認することができない場合においては、前年度の特定健康診査の結果等において、血糖検査の基準に該当する者を含む。</p>	血圧	収縮期 140mmHg 以上または拡張期 90mmHg 以上	血糖	空腹時血糖値が 126mg/dl 以上、HbA1c（NGSP 値）6.5%以上または随時血糖値が 126mg/dl 以上
血圧	収縮期 140mmHg 以上または拡張期 90mmHg 以上				
血糖	空腹時血糖値が 126mg/dl 以上、HbA1c（NGSP 値）6.5%以上または随時血糖値が 126mg/dl 以上				
貧血検査	貧血の既往歴を有する者または視診等で貧血が疑われる者				
血清クレアチニン検査	<p>当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧または血糖が、次の基準に該当した者</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>血圧</td> <td>収縮期 130mmHg 以上または拡張期 85mmHg 以上</td> </tr> <tr> <td>血糖</td> <td>空腹時血糖値が 100mg/dl 以上、HbA1c（NGSP 値）5.6%以上または随時血糖値が 100mg/dl 以上</td> </tr> </table>	血圧	収縮期 130mmHg 以上または拡張期 85mmHg 以上	血糖	空腹時血糖値が 100mg/dl 以上、HbA1c（NGSP 値）5.6%以上または随時血糖値が 100mg/dl 以上
血圧	収縮期 130mmHg 以上または拡張期 85mmHg 以上				
血糖	空腹時血糖値が 100mg/dl 以上、HbA1c（NGSP 値）5.6%以上または随時血糖値が 100mg/dl 以上				

④ 新潟県独自の検査項目

血液化学検査（総コレステロール）、尿検査（尿潜血）、血清クレアチニン検査

⑤ 新発田市独自の追加項目（詳細な健診に該当しない者に実施）

心電図検査、眼底検査、貧血検査

(2) 特定保健指導

① 基本事項

I 目的

対象者自身が健診結果を理解して体の変化に気づき、自らの生活習慣を振り返り、生活習慣を改善するための行動目標を設定・実践でき、対象者が自分の健康に関するセルフケア（自己管理）ができるようになることを目的とします。

II 対象者の選定と階層化

国の定める選定基準に基づき、特定健診の結果を踏まえて、内臓脂肪蓄積の程度とリスク要因数に着目した階層化を行い、対象者の選定を行います。

【特定保健指導対象者（階層化）基準】

腹 囲	追加リスク	④喫煙歴	対象	
	①血糖 ②脂質 ③血圧		40歳～64 歳	65歳～74 歳
≥85cm(男性) ≥90cm(女性)	2つ以上該当	/	積極的 支援	動機づけ 支援
	1つ該当	あり なし		
上記以外で BMI ≥25kg/m <sup>2</sup>	3つ該当	/	積極的 支援	動機づけ 支援
	2つ該当	あり なし		
	1つ該当	/		

●腹囲：男性85cm以上、女性90cm以上の者

また、腹囲の測定に代えて内臓脂肪面積の測定（CTスキャン等で測定した腹部の断面画像にて内臓脂肪の占める断面積）を行う場合には、「腹囲が基準値以上の者」は「内臓脂肪面積が100平方cm以上の者」と読み替える。

- ①血糖：空腹時血糖 100 mg/dl 以上または HbA1c（NGSP 値）が 5.6%以上（空腹時血糖の判定値を優先）
- ②脂質：空腹時中性脂肪150mg/dl 以上（やむを得ない場合は随時中性脂肪175mg/dl 以上）  
またはHDLコレステロール40mg/dl未満
- ③血圧：収縮期血圧130mmHg 以上または拡張期血圧85mmHg以上
- ④喫煙：喫煙歴の欄の斜線は、階層化の判定が喫煙歴の有無と無関係であることを意味する。質問票において「以前は吸っていたが最近1カ月は吸っていない」場合は、「喫煙なし」として扱う。

### Ⅲ その他事項

項目	内 容	
実施場所	市役所、人間ドック実施機関など概ね 20 か所。ただし、毎年度見直しを行い、必要に応じて変更することがあります。	
実施内容	下記に掲載する実施内容のとおり。	
実施時期	集団健康診査受診者	通年実施
	人間ドック受診者	
	※初回面接は、基本的に健診実施年度末までに実施を開始します。年度を超えて実施する場合、原則、健診実施年度の翌年度7月末まで受けられるものとします。最終評価は健診実施年度の翌年度末までとします。	
実施者	特定保健指導の実施者は、高齢者の医療の確保に関する法律第 18 条第 1 項において、「保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者」または「有すると認められる者」が実施します。	
周知・案内方法	市民対象	広報、市ホームページ、FM ラジオ、チラシ等で周知を図ります。
	特定保健指導対象者 集団健康診査受診者	健診会場において、「年度末年齢 40 歳～74 歳」かつ「腹囲 85cm 以上（男性）・90cm 以上（女性）の者または腹囲が 85cm 未満（男性）・90cm 未満（女性）の者で BMI が 25 以上の者」かつ「糖尿病、高血圧症または脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者を除く」者を対象に結果説明会に案内します。
	特定保健指導対象者 人間ドック受診者	特定保健指導を健診機関に委託した場合、特定保健指導対象者と選定された人は、その当日に案内し、初回面接を実施します（外部委託）。特定保健指導を健診機関に委託しない場合、特定保健指導対象者をリスト化し、健診日とは別日に初回面接を実施します。
	特定保健指導対象者 職場健診等受診者 情報提供事業対象者	特定保健指導対象者と選定された者は、健診日とは別日に初回面接を実施します。
特定保健指導データの管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別指導結果は、実施後速やかに国保連特定健診等データ管理システムに結果入力し、国が定める電子様式により国保連へデータ提出します。データは原則 5 年間保存とし、国保連に管理及び保管を委託します。</li> <li>・特定保健指導支援計画、実施報告書は 5 年保存とし、保管管理します。</li> </ul>	
委託の有無	<p>人間ドック実施機関の一部に特定保健指導を委託し、他は市で実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託した場合……当日に人間ドック実施機関が保健指導を実施します。</li> <li>・委託しない場合…市で保健指導を実施します。</li> </ul>	

## ② 実施内容

### I 指導内容

指導レベル	支援内容					
動機付け 支援	○初回面接 ○3か月以上経過後の実績評価					
積極的 支援	<p>○初回面接 ○3か月以上の継続的な支援 ○3か月以上経過後の実績評価 アウトカム評価を原則とし、プロセス評価も併用して評価します。</p> <p><b>【アウトカム評価】</b></p> <table border="1"> <tr> <td><b>主要達成目標</b></td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・腹囲 2cm 以上かつ体重 2kg 減少</li> <li>・または当該年度の健診時の体重の値に、0.024 を乗じた体重 (kg) 以上かつ同体重と同じ値の腹囲 (cm) 以上減少している場合</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td><b>目標未達成の場合の行動変容評価指標</b></td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・腹囲 1cm 以上かつ体重 1kg 減少</li> <li>・生活習慣病予防につながる行動変容 (食習慣の改善、運動習慣の改善、喫煙習慣の改善、休養習慣の改善、その他生活習慣の改善)</li> </ul> </td> </tr> </table> <p><b>【プロセス評価】</b></p> <table border="1"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援種別 (個別支援、電話等) による評価</li> <li>・早期実施 (健診当日の初回面接)</li> </ul> </td> </tr> </table>	<b>主要達成目標</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腹囲 2cm 以上かつ体重 2kg 減少</li> <li>・または当該年度の健診時の体重の値に、0.024 を乗じた体重 (kg) 以上かつ同体重と同じ値の腹囲 (cm) 以上減少している場合</li> </ul>	<b>目標未達成の場合の行動変容評価指標</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腹囲 1cm 以上かつ体重 1kg 減少</li> <li>・生活習慣病予防につながる行動変容 (食習慣の改善、運動習慣の改善、喫煙習慣の改善、休養習慣の改善、その他生活習慣の改善)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援種別 (個別支援、電話等) による評価</li> <li>・早期実施 (健診当日の初回面接)</li> </ul>
<b>主要達成目標</b>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・腹囲 2cm 以上かつ体重 2kg 減少</li> <li>・または当該年度の健診時の体重の値に、0.024 を乗じた体重 (kg) 以上かつ同体重と同じ値の腹囲 (cm) 以上減少している場合</li> </ul>						
<b>目標未達成の場合の行動変容評価指標</b>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・腹囲 1cm 以上かつ体重 1kg 減少</li> <li>・生活習慣病予防につながる行動変容 (食習慣の改善、運動習慣の改善、喫煙習慣の改善、休養習慣の改善、その他生活習慣の改善)</li> </ul>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援種別 (個別支援、電話等) による評価</li> <li>・早期実施 (健診当日の初回面接)</li> </ul>						

※1年目に積極的支援の対象者に該当し、かつ積極的支援を終了した者であって、2年目も積極的支援対象者に該当し、1年目に比べ2年目の状態が改善している者は、動機付け支援相当とする。

### II ICT (情報通信技術) を活用した特定保健指導

対象者の利便性を考慮し、特定保健指導の新たな方法として ICT を活用した保健指導を導入します。